

当金庫の方針・指針

顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、顧客保護等管理に係る基本方針を以下のとおりとし、役職員に周知徹底します。

- (1)お客さまとの取引に関しては、お客さまが当金庫の商品やサービス等を自らの意思に基づいて選択・活用していただけるよう商品知識の習得に努め、正確かつ適切な情報を提供するとともに、お客さまに理解し納得していただけるよう法令等に基づいた適切な勧誘・説明を行います。
- (2)お客さまからのご相談や苦情には、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応するとともに、お客さまの満足度向上に向けて、お客さまの視点に立った業務のあり方を検討し改善に努めます。
- (3)お客さまに関する情報は、法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため、必要かつ適切な措置を講じることにより安全に管理します。
- (4)お客さまとの取引に関して、当金庫の業務を外部(当金庫以外)に委託する場合は、その業務を適切に遂行できる能力を有する委託先に限定するとともに、お客さまの情報その他の利益を保護するために、定期的または必要に応じてモニタリングを実施するなど委託先を適切に管理します。
- (5)お客さまとの取引に関しては、利益相反管理態勢を確立し、当金庫またはグループ会社による取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に管理します。

■本方針において「お客さま」とは、「当金庫で取引されている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

■本方針において「取引」とは、与信取引、預金取引、金融商品の販売・仲介・募集に係る全ての取引をいいます。

2. 当金庫は、顧客保護等管理に関し、必要な内部管理規程等を制定するとともに、組織体制を整備し、お客さまの視点に立った業務運営が確保できるよう、たゆまぬ改善活動に努めます。

なお、顧客保護等管理方針に関するご意見・ご不明な点については、右記までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

但陽信用金庫 営業推進部

住所:〒675-0064 加古川市加古川町溝之口772 電話番号:(フリーダイヤル)0120-200-707

受付時間:平日 午前9時~午後5時

Eメール:tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

(平成29年10月改訂)

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引に当たり、本方針および当金庫が定める庫内規程等に基づき、お客さまの利益が不当に害される恐れのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)することによりお客さまの利益を保護するとともに、地域社会からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害される恐れがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害される恐れのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)上記①から③のほか、お客さまの利益が不当に害される恐れのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害される恐れがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反の恐れのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性を定期的に検証します。

(平成29年9月改訂)

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次の事項を遵守します。

1. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引開始前の事前審査、既存取引の見直しによる中間管理、反社会的勢力と判明した取引先との関係を解消する態勢を確立・強化します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等により断固とした態度で対応します。
3. 反社会的勢力に対して、当金庫単体での取引だけでなく、他社(信販会社等)との提携による金融サービスの提供なども含め、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放県センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(平成26年12月改訂)

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)(の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、同施行令(平成28年政令第507号)、同施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)、(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および個人情報保護に関する法律についてのガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守し、個人情報の目的外利用等の不適切な利用を防止するとともに、その継続的な改善と適切な苦情処理に努めます。

平成31年4月1日 但陽信用金庫

I. 個人情報、個人データ、保有個人データとは

- 個人情報とは、生存する個人に関する次の情報をいいます。
 - (1)文書、図画、電磁的記録等に記録された氏名、生年月日その他の情報により、特定の個人が識別できるもの
 - (2)次に掲げる個人識別符号を含むもの
 - ①特定の個人の身体の一部の特徴を、コンピュータでできるように変換した文字、番号、記号その他の符号で、特定の個人を識別できるもの(DNAの配列等)
 - ②個人がサービスを利用する際や商品を購入する際に個人を識別できるように割り当てられたカードやその他に記載された文字、番号、記号その他の符号(個人番号、運転免許証番号等)
- 個人データとは、個人情報等をコンピュータやカード等により一定の法則でならべることにより、検索が可能な状態に構成されている個人情報の集合体(個人情報データベース)を構成する個人情報をいいます。
- 保有個人データとは、当金庫が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供ができる個人データで、これらから、政令で定められた、その存否が明らかになることよって公共の利益が害されるもの、6か月以内に消去するものを除いたものをいいます。

II. 個人情報の取得・利用目的について

- 個人情報の取得

当金庫は、次によりお客様の個人情報を取得します。

 - (1)当金庫、金融業務の適切な運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などに加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況などの個人情報を取得します。また、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
 - (2)当金庫は、お客様の個人情報は、次の事項から取得しています。
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④各地手形交換所等の共同利用者や、個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報
- 個人情報の利用目的

当金庫は、次の業務および利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。取得した個人情報は、お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合を除いて、第三者に開示することはありません。

- (1)業務の内容
 - ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - ②貸付販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により当金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - ③その他当金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後、取扱いが認められる業務を含む。)
- (2)利用目的

当金庫は、当金庫および当金庫の関連会社や、提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用します。

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
 - ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥与信事業に際して個人情報を加算する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦他の事業者等から個人情報等の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧お客様等との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪提携会社等の商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑫各種お取引の解約やお取引解除後の事後管理のため
 - ⑬団体信用生命保険の加入業務等を円滑に遂行するため
 - ⑭保証会社が与信判断、与信後の管理、市場分析等、適切な業務遂行にあたり、必要な情報を保証会社に提供するため
 - ⑮債権譲渡先が債権管理等適切な業務遂行にあたり、必要な情報を債権譲渡先に提供するため
 - ⑯その他、お客様等とお取引を適切かつ円滑に履行するため
- なお、当金庫は、特定の個人情報利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用しません。

III. 法令等による利用の制限等

1. 信用金庫法等による制限
 - (1)当金庫は、信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - (2)当金庫は、信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供いたしません。
2. 個人番号の利用制限

当金庫は、お客様の個人番号は、次の目的以外には利用しません。

 - (1)出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - (2)金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - (3)金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - (4)金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - (5)国外送金取引等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - (6)非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - (7)教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - (8)預・積金口座付番に関する事務のため
3. 要配慮個人情報および機微に係る情報の利用の制限(機微情報等)

当金庫は、人種、犯罪の経歴、信条、病歴、身体障がい、知的障がい、精神障がい、健康診断等の結果、医師等による保健指導・診療・調剤等および社会的身分、犯罪による被害、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続、労働組合への加盟、門地、本籍地、性生活に係る要配慮個人情報および個人の機微に係る情報は、次の場合以外には利用または第三者提供をしません。

 - (1)法令等に基づく場合
 - (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要がある場合
 - (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5)源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等の情報を取得・利用または第三者提供する場合

- (6)相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (7)保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客様の同意に基づき業務遂行上、必要な範囲で情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (8)機微情報に該当する生体認証情報をお客様の同意に基づき、ご本人の確認に用いる場合

4. ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、口座を開設された営業店または、下記の【個人情報に関する相談窓口】までお申し出ください。

IV. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。お客様におかれましては、住所、氏名等に変更・訂正等がございましたら、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

V. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

1. 当金庫は、お客様ご本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
2. 当金庫は、お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
3. お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
4. 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、各営業店長または下記の【個人情報に関する相談窓口】までお申し出ください。必要な手続についてご案内させていただきます。

VI. 個人情報等の安全管理等について

当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

1. リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。
2. クッキーについて
 - ・当金庫は、ヤフー株式会社をはじめとする第三者が提供する広告配信サービスを利用する場合があります。ユーザーが対象ウェブサイトを訪問された場合の訪問・行動履歴情報等(以下「クッキー」といいます。)を取得、利用している場合があります。
 - ・当該第三者によって取得されたクッキー情報・広告識別子等は、当該第三者のプライバシーポリシーに従って取り扱われます。
 - ・ユーザーは、以下の方法にて、当該第三者によるクッキー情報・広告識別子等の広告配信への利用を停止できます。

<ブラウザの場合>
当該第三者のウェブサイトに設けられたポップアウトページにアクセス

<アプリの場合>
利用端末の広告識別子設定画面にアクセス
※詳しい設定方法は、各端末のOSを提供しているApple社、Google社などの案内をご確認ください。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客様がウェブページを利用された際に、ブラウザとサーバーとの間で送受信した利用履歴や入力内容などを、お客様のコンピュータにファイルとして保存しておく仕組みです。次回、同じページにアクセスすると、クッキーの情報を覚えて、ページの運営者にお客様ごとに表示を変えたりすることができます。お客様がブラウザの設定でクッキーの送受信を許可されている場合、ウェブサイトは、ユーザーのブラウザからクッキーを取得できます。なお、お客様のブラウザは、プライバシー保護のため、そのウェブサイトのサーバーが送受信したクッキーのみを送信します。

VII. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

1. キャッシュカード発行・発送に関わる事務
2. 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
3. ダイレクトメール発送に関わる事務
4. 情報システムの運用・保守に関わる業務

VIII. 個人情報の共同利用について

当金庫および当金庫子会社では、お客様へより良いサービスを提供するために、お客様からご提供いただいた個人情報を業務に必要な範囲内において共同利用いたします。共同利用する個人情報の項目等は以下の通りです。

1. 共同利用する個人情報(個人データ)の項目

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、フアクシミリ番号、ご家族情報、職業および勤務先、勤続年数、年収、資産・負債に関する情報、顧客番号、口座番号、預金残高、融資残高、取引履歴情報、その他取引内容に関する情報等(これらの情報に変更があった場合は、変更後の情報も含みます。)
2. 共同利用者の範囲

当金庫および当金庫が出資する「但陽ビジネスサービス株式会社」
3. 個人情報(個人データ)の利用目的

各種サービスの円滑運営(運行)のための業務処理・管理・輸送・警備等
4. 個人情報(個人データ)の管理について責任を有する者の名称

但陽信用金庫

IX. 別頁に掲載する個人情報の取扱いについて

1. 保有個人データの開示請求等の手続き

保有個人データの開示、訂正、利用停止、抹消に関する手続内容を掲載しています。
2. 不渡情報および支払不能情報の共同利用についてのお知らせ

手形・小切手に係る不渡情報および、でんさい取引に係る支払不能情報の共同利用について、利用方法、利用範囲等の内容を掲載しています。
3. 個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の共同利用について

個人信用情報機関、情報の内容、提供、利用方法等についての内容を掲載しています。なお、上記IX1~3の詳細内容につきましては、当金庫ホームページをご参照ください。

X. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情申し立てに適切に取り扱います。なお、当金庫の個人情報取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の個人情報に関する相談窓口までご連絡ください。

個人情報に関する
相談窓口

但陽信用金庫 事務部 個人情報相談係
住所：〒675-0063 加古川市加古川町平野367
電話番号：(フリーダイヤル) 0120-380-005
FAX：079-423-0902 受付時間：平日 午前9時～午後5時
Eメール：jimubu@tanyo.shinkin.co.jp

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関して本勧誘方針を準用いたします。

【お問い合わせ窓口】

お取引店の支店長 もしくは
但陽信用金庫 営業推進部
住所：〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 772
電話番号：(フリーダイヤル) 0120-200-707
受付時間：平日 午前9時～午後5時 Eメール：tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

(平成29年3月改訂)

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取り扱いできません。
 - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を被保険者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ・ 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ・ 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金(一時金形式)：1 疾病事故につき100万円
 - ② 診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】
※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金：1 疾病事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただく場合がございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。保険契約に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記窓口にて承ります。
- 当金庫の商品選択基準・推奨の説明に関する方針
当金庫では、取扱商品から募集人が予め定めた推奨基準・理由に基づき選択した商品を提案する場合は、その基準・理由を適切にご説明いたします。

【お問い合わせ窓口】

但陽信用金庫 営業推進部
住所：〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 772
電話番号：(フリーダイヤル) 0120-200-707
受付時間：平日 午前9時～午後5時 Eメール：tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

(平成29年4月改訂)

地域金融円滑化のための基本方針(金融円滑化基本方針)

当金庫は、地域の事業者および個人のお客様に必要な資金を円滑に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の事業者および個人のお客様に対して必要な資金を円滑に供給することや、地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命の一つです。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでいきます。

2. 地域金融円滑化のための態勢整備

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っています。

- 「金融円滑化統括管理責任者」「金融円滑化管理責任者」等を配置しています。
- 「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」等を策定し、金庫全体に周知しています。
- 本部および全営業店に、返済条件の変更についての相談窓口を設置しています。

【お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うための態勢整備】

- ・ 当金庫は、「事業支援部」と営業店が連携して、お客様の経営相談・改善支援にきめ細かく真摯に取り組んでいます。また、平成24年11月5日に「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」として認定を受けており、認定支援機関として地域の事業者に対して、補助金申請支援、創業支援、販路開拓支援を始めとした経営支援業務に積極的に取り組んでいます。

【経営者保証に関するガイドライン】に基づく適切な対応の実施

- ・ 当金庫は、平成26年2月1日から適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守するための体制を整備し、適切な対応に努めています。また、お取引先事業所および保証人(経営者等)の保証契約に関しても、本ガイドラインを遵守・尊重し、誠実に対応するよう努めています。

【お客様の事業価値を見極める能力「企業を見る目」を向上させるための研修等の実施】

- ・ 当金庫は、営業店職員を対象に、定性的な非財務情報の適正な評価等の「企業を見る目」養成と本業支援のためのヒアリングスキル向上を目的とした実践型の「知的資産経営報告書」等作成研修を継続的に実施しています。

【当金庫の重点取組】

- ・ 事業支援部が営業店と連携し、お取引の皆様に「安心」を提供するため、取引先事業所を広くリストアップし、必要な先に対しては積極的な経営相談・経営改善支援を行っています。
- ・ 取引先事業所が保有する「強み」や「課題」を共有し、その経営課題解決に向けた本業支援(各種事業サポート)に積極的に取り組んでいます。

1. 「知的資産経営」への取組み支援

「知的資産経営セミナー」および「経営レポート作成セミナー」を継続的に開催し、お取引先の取組みを支援しています。

2. 「各種専門家派遣」

取引先事業所の課題解決に向けた本業支援として、中小企業庁の「ミラサボ」等を活用した各種専門家派遣に積極的に取り組んでいます。

3. 「川上・川下ビジネスネットワーク事業」

一般社団法人兵庫県信用金庫協会が主催する「川上・川下ビジネスネットワーク事業」に参画し、取引先の販路開拓(ビジネスマッチング)等を支援しています。

4. 「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」

公益財団法人ひょうご産業活性化センターの「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」を活用し、取引先が保有する技術や経営力の評価に役立てています。

5. 「各種セミナーの開催」

販売促進、医療・介護、事業承継などに関する各種セミナーを開催しています。

6. 「各種事業サポート」

その他、取引先事業所の課題解決に向けて、中小企業庁をはじめとする公的機関の各種支援事業にも積極的に取り組んでいます。

・ 定性的な非財務情報の適正な評価を行うため、情報収集・蓄積・活用に向けた独自の「企業概要カード」や「情報収集履歴」「課題把握シート」の整備・活用を行っています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様より、貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めています。

4. 苦情相談窓口

貸付条件(事業資金・住宅資金)の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

【お問い合わせ窓口】

但陽信用金庫 事業支援部
住所：〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 772
電話番号：(フリーダイヤル) 0120-200-707
受付時間：平日 午前9時～午後5時 Eメール：tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

(平成30年5月改訂)

当金庫は、お客さまからの苦情・トラブル・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または営業推進部で受け付けています。

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行った事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

但陽信用金庫 営業推進部

住 所	〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 772
T E L	フリーダイヤル 0120-200-707
受付時間	午前9時～午後5時(信用金庫営業日)
受付媒体	電話、手紙、面談 Eメール：tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

※お客さまの個人情報等は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 当金庫のほか、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記営業推進部にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人 全国信用金庫協会)

住 所	〒103-0028 東京都中央区八重州 1-3-7
T E L	03-3517-5825
受付日・時間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 午前9時～午後5時
受付媒体	電話、手紙、面談

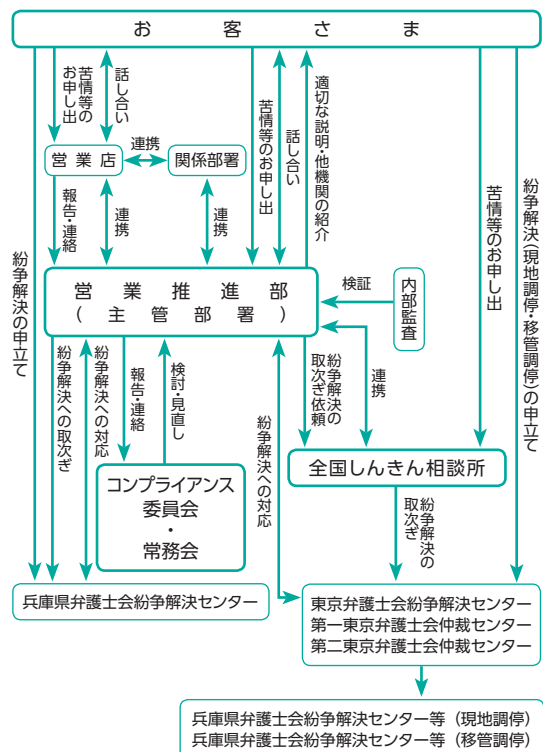
- 兵庫県弁護士会及び東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、営業推進部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名称	兵庫県 弁護士会 紛争解決 センター	東京 弁護士会 紛争解決 センター	第一東京 弁護士会 仲裁 センター	第二東京 弁護士会 仲裁 センター
住所	〒650-0044 神戸市中央区 東川崎町 1-1-3 神戸クリスタル タワー13階	〒100-0013 東京都 千代田区 霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都 千代田区 霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都 千代田区 霞が関 1-1-3
TEL	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金 (祝日、お盆、 年末年始除く)	月～金(祝日、 年末年始除く)	月～金(祝日、 年末年始除く)	月～金(祝日、 年末年始除く)
受付 時間	午前9時 ～午後5時	午前9時30分～正午 午後1時～午後3時	午前10時～正午 午後1時～午後4時	午前9時30分～正午 午後1時～午後5時

- 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫 営業推進部にお尋ねください。

- 現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客様は、兵庫県弁護士会の紛争解決センター等に越級いただき、当該弁護士会の調停人と面談で、東京三弁護士会の調停人とテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
- 移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の紛争解決センター等に案件を移管し、当該弁護士会の紛争解決センター等で手続きを進めることができます。

- 当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。
 - 営業店および各部署に責任者を置くとともに、営業推進部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
 - 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び営業推進部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
 - 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を営業推進部もしくは関係部署から行います。
 - お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
 - 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
 - お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
 - 苦情等への対応を実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
 - 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
 - お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
 - 苦情等への取組体制



兵庫県弁護士会紛争解決センター等(現地調停)
兵庫県弁護士会紛争解決センター等(移管調停)
(平成29年3月 改訂 3月実施)